

告 示

埼玉県告示第七十二号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和五年一月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇二〇―三〇―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県所沢市大字本郷字神明原八番外十一筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千八百九十四・五五立方メートル